

令和4年10月17日

農業委員会総会会議録

注： この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第28回農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和4年10月17日(月) 午前9時
- 2 開催場所 柳井市役所3階大会議室
- 3 出席委員

1番	岡本	幸子	君	2番	鈴木	喜義	君
3番	中元	茂雄	君	4番	下土井	進	君
5番	榎本	正男	君	7番	寺西	久美子	君
8番	原田	淳一	君	9番	吉弘	功	君
10番	大崎	正男	君	11番	勝本	澄人	君
12番	齋藤	貴之	君	13番	宮本	三雄	君
- 4 欠席委員

6番	岩政	幸人	君
----	----	----	---
- 5 説明のため出席した者

事務局長	下前	真一	君
事務局次長	松村	和裕	君
- 6 記事ならびに議事録調整者

職員	伊藤	義人	君
----	----	----	---

会議に付議した事項

- 議案第 1 3 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 1 3 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 1 3 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 1 3 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
- 議案第 1 3 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の決定について
- 議案第 1 3 6 号 農用地利用計画の一部変更について

第28回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より、第28回農業委員会総会を開会いたします。
本日、岩政さんが、まだ、欠席は聞いていないんですが、来られてませんが、1名欠席で、13名中12名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において原田委員と吉弘委員を指名いたします。
よろしくをお願いします。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたします。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第131号を上程いたします。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第131号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請人 外1名（田 27.28㎡ 畑 136㎡）から別紙調書のとおり農地所有権等取得のため、農地法第3条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。
令和4年10月17日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君
（3条-1） 調書に基づきましてご説明申し上げます。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積26㎡ 外1筆 合計田27.28㎡です。
利用状況は休耕です。権利の種類は所有権の移転です。
渡人は、遠方に居住し耕作管理が困難なため譲り渡すものです。
受人は、渡人の要望により譲り受けるものです。
なお、本申請は、後ほど説明いたします5条の申請番号1番建売住宅の申請箇所に隣接しており、建売住宅の敷地造成計画をするにあたり、敷地の境界形状の湾曲箇所を直線にするための不動産業者からの提案を受けたことによるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北東へ550mの距離にある、●●から南へ10mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 松村君
(3条-2)

続きまして整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積136㎡ です。

利用状況は普通畑です。権利の種類は所有権の移転です。

受人は、申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図ろうとするものです。

渡人は、受人の要望により譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北東へ約1kmの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それではご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきましては、●●委員。

●番 ●●君

10月3日に関係委員と事務局と現地を調査いたしました。いずれも要件を満たしておりますし、何ら問題ないと思われ。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番について、他に何か質問はございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号2番については、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

この案件は、隣、畑で実際果樹なり、野菜なり耕作されておる農地の隣接する農地でございます。先月4条の関係で目的外の倉庫という案件が出たところの隣にある農地でございます。譲り受けてしっかり管理をされるというふうを考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号2番につきまして、他に質問はございますでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、整理番号1番から2番 議案第131号
については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方
は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第131号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして議案第132号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第132号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につい
て、申請人 外1名(畑 219㎡)から別紙調書のとおり農地以外の
目的に供するため、農地法第4条第1項の規定による申請があったの
で、許可の可否について意見を求めます。
令和4年10月17日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 調書に基づきましてご説明申し上げます。
(4条-1) 整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 畑 90㎡です。
利用状況は荒廃です。
申請人は、申請地に進入路及び駐車場を建設するものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から東へ約1.9kmの距
離にある、●●から北西へ約50mの距離に位置する農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、整理番号1番の農地区分は、都市計画法による用途地域内
の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基
準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君 続きまして整理番号2番でございます。
(4条-2) 申請地は、●●●番● 地目 畑 129㎡です。
利用状況は休耕です。
申請人は、申請地に自己用住宅及び物置を建設するため、自己用住
宅敷地拡張を図るものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から西へ約2.3kmの距

離にある、●●から北へ約50mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号2番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それではご審議をお願いいたします。

整理番号1番については、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

整理番号1番ですが、9月29日に事務局の方と関係役員並びに最適化推進委員さんと現地を確認に参りました。進入路と駐車場ということで、別にこれは自分のとこでございまして、問題はないと思います。よろしくをお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番について、他に質問はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

異議なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号2番についても、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

整理番号2番ですが、これも先月9月29日に、同じ日に見てまいりました。これは相続による土地に家を拡幅するもので何ら問題ないと思いますのでよろしくをお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号2番について、他に質問はございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、整理番号1番から2番 議案第132号について、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第132号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして議案第133号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第133号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請人(田 1, 574.68㎡)から別紙調書のとおり農地転用を目的とする所有権等取得のため、農地法第5条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。

令和4年10月17日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君
(5条-1)

調書に基づきまして、ご説明申し上げます。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積 993㎡外6筆 合計
田 1, 574.68㎡です。

受人は、●●で不動産業を営む法人で、申請地を譲り受け建売住宅
7区画を建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じて、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北東へ550mの距
離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、整理番号1番の農地区分は、公共投資の対象となってい
ない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1
立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で補足説明を終わります。

それではご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきまして、●●委員。

●●番 ●●君

10月3日に現地調査をいたしました。さきほど事務局の方から
説明があった通りで何も問題はないと思います。ご審議のほどよろし
くお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番について、他に質問はございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了し、整理番号1番 議案第133号については、原案の
とおり可決・承認することについて、ご異議のない方は挙手をお願い
いたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第133号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きますして、議案第134号を上程します。
事務局の説明をお願いします。

局長 下前君 議案第134号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。
令和4年10月17日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 それでは、農用地利用集積計画一覧表【農地中間管理事業】をご覧ください。市長より令和4年10月17日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。
山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。
以上の計画申請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。
以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君 補足説明を終わります。
それではご審議をお願いいたします。
何か質疑はございますでしょうか。

質疑が無いようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了し、議案第134号については、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
（全員異議なく挙手）
全員挙手と認めます。
よって、議案第134号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きますして、議案第135号については、農業委員会等に関する法律第31条の規程により、議事参与が制限されますので、●●委員は議事に参与しないこととします。
それでは、事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第135号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の決定について

別紙調書のとおり農用地利用配分計画案決定のため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。

令和4年10月17日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君

農用地利用配分計画一覧表（案）をご覧ください。

市長より令和4年10月17日付けで農用地利用配分計画案の決定を求められています。

計画案につきましては、農地中間管理事業を実施している公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。

なお、本配分計画案の決定後、議案第134号の農用地利用集積計画の公告により、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で補足説明を終わります。

それではご審議お願いいたします。

何か質疑はございますでしょうか。

質疑が無いようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了し、議案第135号については、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第135号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして、議案第136号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第136号 農用地利用計画の一部変更について（除外）

農業振興地域の整備に関する法律施行令第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。

令和4年10月17日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄。
調書につきましては、松村次長が説明します。

次長 松村君
(除外-1番)

農用地利用計画の変更に係る調書に基づきまして、ご説明申し上げます。

1番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積 446㎡外1筆 合計田 924㎡です。

除外後の用途は、公会堂駐車場です。

除外理由は、地元住民の公会堂の駐車場にするための必要最小限の面積の申請であり、周辺農地へ及ぼす影響もないので、支障がないと認められます。

申請地は、位置図の除外1に示していますが、●●から東に670mの距離にある、●●に沿った農地です。

次長 松村君
(除外-2番)

続きまして2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積 1,706㎡の内616.35㎡です。

除外後の用途は、個人住宅非農家です。

除外理由は、申請者が独立のため兄の土地に住宅を建てるもので、集団農地の端であるため、周辺農地へ及ぼす影響もないので、支障がないと認められます。

申請地は、位置図の除外2に示していますが、●●から南に約560mの距離にある、●●から南へ45mに位置する農地です。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

ご審議お願いいたします。

1番につきましては、●●委員。

●●番 ●●君

この案件はですね、●●の●●のすぐ隣にある農地でございます、地目は登記上田ということになってますが、現況●●●状況の農地でございます。そこを集会所のすぐ隣でもあり、地元の自治会ともお話がついて、集会所の利用されるときは駐車場で使わしていただければということでの除外申請でございますので、特に問題はないというふうに判断しておりますので、よろしく申し上げます。

議長 宮本君

1番について、他に質疑はございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

議長 宮本君

次に整理番号2番につきましては、●●委員、お願いします。

●番 ●●君 2番の案件でございますが、皆さん、名前を見ていただいたらわかるように●●でありまして、この所有者と●●であります。この周りを申請者の母親が畑を作っております、その周りの田んぼは全部●●が作っているような形になっておりますので、迷惑がかかるのは●●だけなので、ほかの農家には迷惑をかけませんので、どうかよろしくお願いいたします。

議長 宮本君 2番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了し、番号1番から2番 議案第136号については、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
異議なしと認めます。

議案第136号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。
(閉会 午前9時20分)